

八潮市まちづくり専門家の派遣に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号。以下「条例」という。）第107条第1項に規定する専門家（以下「まちづくり専門家」という。）の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象者)

第2条 市長は、条例第107条第1項各号に掲げるまちづくりの計画及び活動を行おうとする協議会、団体等（次条において「協議会等」という。）に対して、まちづくり専門家を派遣することができる。

(派遣の申込み)

第3条 まちづくり専門家の派遣を受けようとする協議会等は、まちづくり専門家派遣申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、協議会等は、八潮市まちづくり専門家の登録に関する要綱（平成23年告示第244号）の規定により登録されたまちづくり専門家の中から、その活動にふさわしい者を選定するものとする。

(派遣の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査して派遣の可否を決定し、まちづくり専門家派遣承認・不承認決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりまちづくり専門家の派遣を決定したときは、まちづくり専門家派遣業務依頼書（様式第3号）により派遣するまちづくり専門家に対して、業務を依頼するものとする。

(派遣の回数及び期間)

第5条 まちづくり専門家の派遣を受けることができる回数及び期間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

区 分	回 数	期 間
まちづくりの計画に関する場合	1年度内において5回を限度	最初に派遣を受けた年度から引き続き3年度
まちづくりの活動に関する場合	1年度内において3回を限度	最初に派遣を受けた年度から引き続き2年度

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、まちづくり専門家の派遣の回数及び期間を変更することができる。

(業務報告)

第6条 市長は、1回の派遣ごとに、派遣しているまちづくり専門家に対し、業務の状況について報告を求めることができる。

2 まちづくり専門家は、業務完了後、速やかにまちづくり専門家派遣業務報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第7条 まちづくり専門家の派遣に要する費用は、協議会等の負担とする。

(費用補助)

第8条 市長は、前条に規定する費用を補助するため、予算の範囲内において、補助金の交付を行うことができる。

2 補助金の額は、前条に規定する費用に相当する額とし、派遣を1回することにつき、2万円を限度とする。

(補助の申請等)

第9条 前条第1項の規定による補助を受けようとする協議会等は、まちづくり専門家派遣補助金交付申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を確認し、補助金を交付することとしたときは、まちづくり専門家派遣補助金交付決定通知書(様式第6号)により当該申請した協議会等に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日より施行する。